

慶弔費特別會計規程

制定 平成4年7月21日

改正 平成8年2月2日

東京地方税理士会
大 和 支 部

慶弔費特別会計規程

第1条 この特別会計は、慶弔費の資金管理を目的とする。

第2条 この特別会計は、一般会計の決算において慶弔費予算に剰余金があった場合にこれを受け入れて留保し、不足金が生じた場合にその填補に充てる。

第3条 支部規約第41条により、慶弔費に充てることを目的とする特別会費の徴収が行われた場合には、この特別会計により処理する。

第4条 この規程に定められた事項又は定めのない事項について疑義を生じたときは、幹事会の議を経て決定する。(平8.2.2改正)

第5条 この規程を改正し、又は廃止しようとするときは、幹事会の議を経なければならない。
(平8.2.2改正)

附 則 (平4.7.21)

この規定は、支部規約施行の日から施行する。

附 則 (平8.2.2)

この改正規定は、平成8年4月1日から施行する。